

## 鹿角市条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年11月26日

鹿角市長 笹本真司

### 1. 対象業務

委託番号：交通委-1

委託名称：道路施設点検業務委託

委託箇所：鹿角市花輪字高井田地内ほか

### 2. 入札方法

本業務委託の入札の手続きは電子入札システムにより行う。なお、申請者と電子入札を行う者が異なる場合は、電子入札委任届を提出すること。

### 3. 入札参加資格

（1）入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 業務別発注概要書（以下「発注概要書」という。）に示す政令等の規定による登録を有すること。
- ③ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、鹿角市から指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 暴力団関連について、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であると認められるもの。
  - イ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者へ損害を与える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど、直接的  
もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員またはウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りなが  
ら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑥ 税に滞納がない者であること。

⑦ その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりである。

## (2) 業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

## 4. 入札参加資格確認申請等

### (1) 入札参加申請に必要な資料の配布

鹿角市ホームページ又は電子入札システム内で確認すること。

### (2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参  
加資格確認資料を発注概要書に示す期限までに電子入札システムにより契約検査室へ提出す  
ること。

### (3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要があ  
る入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行  
わないものとする。

### (4) 入札参加の辞退

競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決  
定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては  
入札辞退届を、開札後にはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならな  
い。

### (5) 設計書等の閲覧等

① 本業務委託に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸  
出しの方法等については、設計図書等の閲覧等に係る取扱要領（平成 27 年訓令第 102 号）  
の規定による。

② 閲覧等の期間は発注概要書に示すとおりとする。

### (6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問及び回答の方法は、設計図書等の閲覧等に係る取扱要領（平成 27  
年訓令第 102 号）の規定によるものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおり  
とする。

## 5. 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

## 6. 入札の執行場所・日時及び入札書等の提出等

### (1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい者（鹿角市公共事業電子入札運用基準第8条又は第9条の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

### (2) 入札書に記載する金額

① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

② 入札金額は千円単位とする。

### (3) 入札内訳書の提出

予定価格を事前に公表した入札又は、事後に公表する入札においては、第1回目の入札書に記載する金額に対応する入札内訳書を提出すること。なお、入札内訳書には、商号又は名称を記載すること。

### (4) その他

① 落札とすべき入札をした者がいないときは、再入札まで執行する。

② 入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。

## 7. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上あるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき。

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記の方法を順次繰り返すものとする。

(5) 市長は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知日の日の翌日から起算して2日（鹿角市の休日を定める

条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、市長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

## 8. 入札の無効

- 次のいずれかの該当する入札は無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者（入札に参加する権利を得た者以外の者）のした入札
  - (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者（入札保証金の全部を免除された者を除く。）のした入札
  - (3) 記名押印を欠く入札
  - (4) 金額を訂正した入札
  - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (6) 明らかに連合によると認められる入札
  - (7) 最低制限価格を適用する入札において、最低制限価格を下回る金額を記載した者の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. その他

- (1) 市への入札参加登録の際、営業所等へ応札・契約を委任している場合、本社・本店ではなく委任している支店・営業所で申請してください。なお、委任先が電子入札での応札が困難で、本社・本店が応札する場合には、電子入札委任届を提出してください。
- (2) 入札に関する説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることができる。
- (4) 履行期限は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (7) 落札決定の日から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件をみたさないこととなった場合は、市長は当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に契約（財務規則第121条に規定する議会の議決を必要とする契約については、仮契約）を締結しないときは、落札の効力を失う。ただし、契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ契約権者の承諾を得てこの期間を延長することができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、鹿角市財務規則及び鹿角市競争入札等事務処理要綱の定めるところによる。

# 業務別発注概要書

入札参加資格等

委託番号	交通委 - 1		
委託名称	道路施設点検業務委託		
委託箇所	鹿角市花輪字高井田地内ほか		
委託概要	・道路標識点検 N=10基 　・道路照明点検 N=65基		
委託期間	(着手) 契約締結日の翌日 (完了) 令和 8年 3月27日		
予定価格	事後公表		
低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用	最低制限価格制度 適用		
入札参加形態	単体		
入札参加資格要件	建設工事等 入札参加 資格者名簿	登載業種 業態調書	R 7・8 鹿角市 土木関係建設コンサルタント業務 道路
	政令等の 規定による 登録	登録規定等 登録部門	— —
	営業所 要件	所在地	秋田県内に本社または営業所を有する者
		営業所要件	—
	同種類似 業務の実績	業務の内容	官公庁による道路施設点検業務（道路標識、道路照明を含む）の実績を有すること。（元請に限る）
		有効期間	過去10年以内
		共同企業体 出資比率等	—
	配置予定 技術者	管理技術者 資格要件	1～3いずれかの資格を有すること。 1. 技術士（①～②のいずれか） ①建設部門（「道路」に限る） ②総合技術監理部門（「建設一道路」に限る） 2. 技術士同等（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（「道路」に限る）） 3. RCCM 「道路」
		実績要件	—
		照査技術者 資格要件	1～3いずれかの資格を有すること。 1. 技術士（①～②のいずれか） ①建設部門（「道路」に限る） ②総合技術監理部門（「建設一道路」に限る） 2. 技術士同等（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（「道路」に限る）） 3. RCCM 「道路」
		実績要件	—
その他の事項	・管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 ・配置予定技術者は恒常的な雇用関係にあること。		

# 業務別発注概要書

入札関係書類提出方法等

交通委 - 1

入札参加資格確認申請書等の提出等	提出期間	令和 7年11月27日～令和 7年12月11日 (提出は期間中の平日午前9時から午後5時までとする)
	提出書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札参加資格確認申請書</li> <li>・同種業務の契約実績調書（契約書写し）</li> <li>・配置予定技術者の資格・業務経歴等</li> <li>・雇用関係確認書類</li> <li>・電子入札委任届（必要な場合）</li> </ul>
	提出方法	電子入札システム内（12月11日）
	提出先	鹿角市契約検査室
設計図書等の閲覧・貸出期間		令和 7年11月26日～令和 7年12月15日 (閲覧・貸出は期間中の平日午前9時から午後5時までとする)
設計図書等の閲覧・貸出場所		電子入札システム内もしくは鹿角市契約検査室
設計図書等に対する質問期限		令和 7年12月 8日 午後 5時
設計図書等に対する回答期限		令和 7年12月 10日 午後 5時
入札執行場所		鹿角市契約検査室
入札執行日時		令和 7年12月 16日 午前11時
落札決定通知日（予定）		令和 7年12月 17日
問合せ先	機 関	電子入札システム内もしくは鹿角市契約検査室
	所 在 地	秋田県鹿角市花輪字荒田4-1
	電話番号	0186-30-0211
	FAX 番号	0186-30-0705
その他の事項	<p>【建設工事等入札参加資格者名簿登録要件（再掲）】</p> <p>令和7・8年度鹿角市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等） 土木関係建設コンサルタント業務 登録部門または希望業務 道路</p>	